(財)財務会計基準機構会員

平成20年４月期　中間決算短信（非連結）

平成19年12月14日

上場会社名	日本和装ホールディングス株式会社	上場取引所	ＪＱ
コード番号	２４９９	ＵＲＬ	http://www.nihonwasou.co.jp/
代表者	（役職名）代表取締役社長	（氏名）吉田重久	
問合せ先責任者	（役職名）経理財務担当執行役員	（氏名）平田俊哉	ＴＥＬ　(03) 3216－0070（代表）
半期報告書提出予定日	平成20年１月18日		配当支払開始予定日　平成20年１月18日

（百万円未満切捨て）

１．平成19年10月中間期の業績（平成19年５月１日～平成19年10月31日）

(1) 経営成績

（%表示は対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		中間（当期）純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年10月中間期	3,070	8.2	169	△33.6	177	△21.9	96	△20.6
18年10月中間期	2,837	－	255	－	227	－	121	－
19年４月期	6,274	－	998	－	969	－	530	－

	１株当たり中間（当期）純利益		潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	
	円	銭	円	銭
19年10月中間期	1,069	48	1,069	17
18年10月中間期	1,412	74	1,409	31
19年４月期	5,995	20	5,988	19

（参考）持分法投資損益　19年10月中間期　－百万円　18年10月中間期　－百万円　19年４月期　－百万円

（注）当社は平成18年9月に上場しており、平成17年10月中間期にかかる開示を行っていないため、平成18年10月期の対前年中間期増減率については記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	１株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円　銭
19年10月中間期	3,423	2,552	74.5	28,351　38
18年10月中間期	3,243	2,189	67.5	24,143　56
19年４月期	3,969	2,598	65.5	28,646　40

（参考）自己資本　19年10月中間期　2,550百万円　18年10月中間期　2,189百万円　19年４月期　2,598百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年10月中間期	△519	△39	△143	2,044
18年10月中間期	△360	△14	497	2,229
19年４月期	206	△63	497	2,746

２．配当の状況

	１株当たり配当金				
（基準日）	第１四半期末	中間期末	第３四半期末	期末	年間
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
19年４月期	－　－	－　－	－　－	1,239　00	1,239　00
20年４月期	－　－	500　00	－	－	
20年４月期（予想）	－	－	－　－	1,200　00	1,700　00

（注）１．平成19年４月期の期末配当金には、上場記念配当206円66銭を含んでおります。
２．平成20年４月期の中間期末配当金は、当社の「日本和装」事業の20周年記念配当であります。

３．平成20年４月期の業績予想（平成19年５月１日～平成20年４月30日）

（%表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		１株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円　銭
通期	6,670	6.3	970	△2.8	980	1.0	530	0.0	5,877　72

４．その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

① 会計基準等の改正に伴う変更　無

② ①以外の変更　無

（注）詳細は、22ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(2) 発行済株式数（普通株式）

①	期末発行済株式数（自己株式を含む）	19年10月中間期	90,248株	18年10月中間期	90,700株	19年４月期	90,700株
②	期末自己株式数	19年10月中間期	288株	18年10月中間期	－株	19年４月期	－株

（注）１株当たり中間（当期）純利益の算定の基礎となる株式数については、36ページ「１株当たり情報」をご覧ください。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

なお、上記予想に関する事項は添付資料の３ページを参照して下さい。

１．経営成績

(1) 経営成績に関する分析

①当中間会計期間の経営成績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢の厳しさや、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等懸念材料はあるものの、企業収益の改善による設備投資の増加基調や、個人消費に持ち直しが見られるなど、国内民間需要に支えられ景気は回復基調で推移いたしました。

当社の仲介する着物の業界におきましては、幅広い世代に“和ブーム”と呼ばれる現象が認められており、また、少子高齢化の進行に伴い、今後のわが国経済を支える若い世代に対し、日本の良き伝統文化を伝えることが望ましいという傾向から、着物の良さ、美しさを見直すことが息の長い流行となりつつあります。一方、一部企業による過量販売等の問題が影響を残していることも事実であります。

このような環境のなかで、当社は、平成19年６月に従来営業グループの「本部」を設置しておりました東京都千代田区に本社機能を移転して営業グループと管理グループの拠点の集約を行い、業務の効率化を進めることはもとより、部門間の相乗効果による営業戦略のより迅速な実行や、コンプライアンス意識の醸成等によるさらなる組織の活性化、より高度な広報及びＩＲ活動を進めてまいりました。また、平成19年５月には執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び迅速かつより高度な業務執行に専念できる経営体制を構築してまいりました。

営業面におきましては、一部に残る着物業界に対する消費者の不信を払拭するとともに、企業イメージの向上及びコーポレートブランドの確立並びに強化を図るためには重要な戦略的時期と捉え、イメージキャラクターに有名俳優を起用するなど広告宣伝活動には特に力を注いでまいりました。また、中期経営計画に基づき平成19年９月に秋田局を、平成19年10月に青森局を開設し、「日本和装」事業の全国展開を加速させてまいりました。加えて、既存顧客を基軸に、広く一般にも開放するかたちで、着物を「より気軽に選ぶことのできる場」を提供することを目的とした常設型店舗「きものスーパー」の試験的な設置を決定し、開設に着手いたしました。

さらに、割賦販売斡旋業を事業目的として、受講者の代金決済の利便性を向上させ、当社事業とのシナジー効果を最大限にあげることを目的に、平成19年５月に当社の100％出資により日本和装クレジット株式会社を設立いたしました。なお、当該子会社の割賦販売斡旋事業につきましては、現在準備中であります。

これらの結果、当中間会計期間における業績は、売上高は3,070百万円（前年同期比8.2％増）となりました。また、広告宣伝費の積極的な予算の執行及び本社移転に伴う関連費用の計上等により、営業利益は169百万円（前年同期比33.6％減）、経常利益は177百万円（前年同期比21.9％減）、中間純利益は96百万円（前年同期比20.6％減）となりました。

当社は、「4ヵ月間無料きもの着付教室」（毎週１回、全15週のカリキュラムにて実施。）において、各契約企業が教室の受講者に販売する機会を提供し、仲介手数料等を受領しております。「4ヵ月間無料きもの着付教室」は、主として秋期講座（９月から順次開講）と春期講座（２月から順次開講）から構成されており、それぞれ開講から中間会計期間末（10月末）及び事業年度末（４月末）までの経過期間（販売機会の提供期間）に相違があります。

また、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者の募集は教室開講前に実施するため、受講者募集経費の計上が収益の計上に先行します。

このため、上半期の営業利益と下半期の営業利益との間に相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

②当事業年度の見通し

今後の当社を取り巻く経営環境を展望すると、“和ブーム”と呼ばれる現象や、着物の良さ、美しさを見直す傾向は今後も継続するものと考えられます。

このような環境のなか、当社は、平成19年春期の「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者応募数が昨年を大きく上回り、平成20年４月期は好調なスタートを切ることができ、平成19年秋期の当該募集についても多数の応募をいただいております。また、「日本和装きものマスター検定」や各種イベントにおいても、予想を上回る反響を受けております。加えて、着物文化の普及啓発と着物を「着る機会」を提供することを目的とした「日本和装きもので英語スピーチコンテスト」などの催しにおいても多数の反響をいただき、当社の和文化に関するＰＲ活動が広く一般に受け入れられているものと感じております。

これらの好調な要因を維持及び促進し、また、一部に残る着物業界に対する消費者の不信を払拭するとともに、企業ブランドイメージの向上を目指して、広告宣伝、広報及びＩＲ活動については積極的に取り組みを進めてまいります。

このような状況等を総合的に勘案して、平成20年４月期の業績は、平成19年６月11日付の当社「平成19年４月期決算短信（非連結）」に記載いたしました内容から変更なく、売上高6,670百万円（前年同期比6.3％増）、営業利益970百万円（前年同期比2.8％減）、経常利益980百万円（前年同期比1.0％増）当期純利益530百万円（前年同期は530百万円）となる見通しであります。

(2) 財政状態に関する分析

①当中間会計期間末における資産、負債、純資産に関する分析

当中間会計期間末の総資産につきましては、前事業年度末に比べ545百万円減少し3,423百万円（前年同期比5.6%増）となりました。これは主に、流動資産が前事業年度末に比べ578百万円減少し2,980百万円（前年同期比4.6%増）となったことによるものであります。流動資産の減少は、主に、税引前中間純利益が172百万円計上されたものの、法人税等や配当金の支払、前払費用の増加及び前受金の減少等により現金及び預金が前事業年度末に比べ706百万円減少したことによるものであります。

なお、流動資産の構成比は87.1%となり、前年同期比0.8ポイントの減少となっております。

当中間会計期間末の負債につきましては、前事業年度に比べ500百万円減少し870百万円（前年同期比17.3%減）となりました。これは主に、流動負債が前事業年度末に比べ496百万円減少し847百万円（前年同期比17.2%減）となったことによるものであります。流動負債の減少は、主に、未払法人税等や前受金及び営業預り金の減少によるものであります。

当中間会計期間末の純資産につきましては、前事業年度末に比べ45百万円減少し2,552百万円（前年同期比16.6%増）となりました。これは主に、自己株式の取得及び消却によるものであります。

この結果、当中間会計期間末における自己資本比率は74.5%となり、前年同期比7.0ポイントの増加となっております。

②当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況に関する分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税引前中間純利益が172百万円計上されたものの、法人税等の支払や配当金の支払、前払費用の増加、前受金及び営業預り金の減少等の要因により、前事業年度末に比べ702百万円減少し、当中間会計期間末には2,044百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動に使用した資金は519百万円（前年同期は360百万円の使用）となりました。これは主に、税引前中間純利益が172百万円計上されたものの、法人税等の支払額が332百万円、前払費用の増加額が161百万円、前受金の減少額が120百万円及び営業預り金の減少額が68百万円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動に使用した資金は39百万円（前年同期は14百万円の使用）となりました。これは主に、敷金保証金の増加額が38百万円及び子会社設立による支出が10百万円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動に使用した資金は143百万円（前年同期は497百万円の獲得）となりました。これは、配当金の支払額111百万円及び自己株式の取得による支出32百万円によるものであります。

当社のキャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりであります。

	平成18年4月期		平成19年4月期		平成20年4月期
	中間	期末	中間	期末	中間
自己資本比率（%）	―	50.8	67.5	65.5	74.5
時価ベースの自己資本比率（%）	―	―	327.2	152.4	105.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（%）	―	―	―	―	―
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	―	―	―	―	―

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

（注）１．有利子負債は、貸借対照表（中間貸借対照表）に計上されている負債のうち、利子を支払っているすべての負債を対象としております。

２．株式時価総額は、自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

３．営業キャッシュ・フロー及び利払いは、キャッシュ・フロー計算書（中間キャッシュ・フロー計算書）に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いております。

４．平成18年4月期中間期の自己資本比率につきましては、当社は平成18年9月に上場しており、当該中間期にかかる開示を行っていないため記載しておりません。
５．平成18年4月期の時価ベースの自己資本比率につきましては、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
６．キャッシュ・フロー対有利子負債比率につきましては、有利子負債の期末残高（中間期末残高）が存在しないため記載しておりません。
７．インタレスト・カバレッジ・レシオにつきましては、利払いがないため記載しておりません。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主尊重の立場から、株主利益を守り継続かつ安定した配当を実施することが経営の重要な要素であると認識しており、配当に対する基本的な考え方としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社の剰余金の配当に対する基本方針に基づき、経営基盤の安定を図るための内部留保の確保にも配慮しつつ、業績動向等を総合的に判断して、１株当たり1,200円を予定しております。また、本年11月をもって当社の中核事業である「4ヵ月間無料きもの着付教室」を展開する「日本和装」事業が事業開始より満20周年をむかえることを記念して、平成19年10月31日を配当基準日として１株当たり500円の20周年記念配当を実施させていただく予定であります。なお、内部留保金につきましては、財務体質の強化及び今後の事業展開に資する所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(4) 事業等のリスク

当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当中間決算短信提出日現在において当社が判断したものであります。

①広告宣伝活動について

現在当社の行う事業は、「4ヵ月間無料きもの着付教室」等の展開でありますが、各開催期において受講者募集には各種媒体を利用して広告宣伝を行っております。当社の収入は各契約企業がこの受講者に対して販売活動を行った場合に発生する各種手数料収入であります。そのため、受講者募集の広告宣伝活動を行う際には広告代理店との協議を充分に行い、予定定員の確保に向けて支出した費用に対して充分な効果が出るよう細心の注意を払いながら広告内容を決定しております。

受講者募集の広告宣伝が、費用に見合った効果が出ずに受講者が予定定員まで達しなかった場合、各契約企業の販売活動を鈍化させ、ひいては当社の売上高が直接的に影響を受ける可能性があります。

②「日本和装」事業の単一セグメントであることについて

現在当社の行う事業は「4ヵ月間無料きもの着付教室」等の展開をする「日本和装」事業であり、当該事業の単一セグメントでの売上となっております。「日本和装」事業の中でも「4ヵ月間無料きもの着付教室」のなかで発生する売上高が収益の大部分を占めているため、「キモノおしゃれ塾」（着物の魅力と美しくなるためのノウハウを学ぶ教室。着物を着た時のメークやマナーなどのカリキュラムで構成。）などの新しい形態の教室の立ち上げ及び定着を急務として取り組みを進めております。また、既存顧客を基軸に、広く一般にも開放するかたちで、着物を「より気軽に選ぶことのできる場」を目的とした常設型店舗「きものスーパー」を平成19年11月に試験的に開設しております。

「日本和装」事業のビジネスモデルが、社会情勢及び文化の激変等により一般に展開できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③類似業者の違法販売による社会的イメージダウンについて

無料着付教室の形態をまねた類似業者による、いわゆる押売りやキャンセルの受付の違法拒否等の違法販売行為がマスコミ等に取り上げられるケースが見受けられます。当社では受講者からのクレーム受付及び相談窓口を「カスタマーセンター」に一本化し、キャンセルや各種相談には即座に対応できる体制を整えております。「カスタマーセンター」は、当社のコンプライアンス担当執行役員が担当しております。

また、各地の消費生活センターを定期的に訪問し、当社に対するクレームの有無を積極的に確認して、当社で認識していないクレームが皆無となるよう努めております。

さらに、定期的に受講者に対するアンケートを実施しており、受講者から当社の事業に対する忌憚のない意見を頂戴することにより、些細な誤解に対しても真摯に対応する体制をつくっております。加えて、販売主体である各契約企業に対して万全のコンプライアンス（消費者保護ルール遵守）体制の最優先を求め、受講者（消費者）の方々が商品の選別及び検討を充分に行うことができ、購入商品の変更及び取消ができる環境を徹底してつくる「日本和装『きもの安心宣言』キャンペーン」を実施し、消費者第一主義の当社の営業姿勢をより一層明確にしております。

しかしながら、他社の無料着付教室の形態は類似性が強く、一般消費者に当社と違法業者の区別を理解していただけなかった場合、受講者の応募数減少などの影響が出る可能性があります。

④個人情報の取扱について

当社の行う事業では、受講者の募集や代金の回収にショッピングクレジットを利用した場合など個人情報を取り扱うケースがあります。当社では個人情報保護の概念を充分理解し、正しく取り扱うため個人情報保護管理者を選任し、全社を挙げて体制の確立及び運用に努めております。その活動の結果のひとつとして、財団法人日本情報処理開発協会から平成17年７月にプライバシーマーク付与認定を受け、平成19年７月に更新認定（認定番号　第18740001（02）号）を受けております。

しかしながら、外部からの悪意によるハッキング等何らかの原因により情報の流出があった場合、社会的信用の低下や、損害賠償の費用支出など当社の事業展開に影響を受ける可能性があります。

⑤システムへの依存について

当社では、会計システムや業務の基幹システムを利用し、情報の一元管理を図っております。そのため全国の情報がリアルタイムで更新され、必要部署への伝達が遅滞なく行われており、業務の効率化が図られております。

しかしながら、自然災害によるハードウェアの損壊や、通信インフラの不具合などによりシステムの利用が不可能となった場合には、業務執行に関し影響を受ける可能性があります。

⑥外注依存度について

着物の仕立などの加工については、そのほとんどを外注に依存しております。当社では加工業者への出荷前及び加工業者からの加工済入荷後に当社スタッフによる検品を充分に行っております。その際に万一瑕疵等が発見された場合は、加工業者との業務委託契約に基づき責任の所在を明確にしております。この場合加工業者の過失による当社の費用的損害は免れ、また、受託者賠償責任保険に加入することにより、重ねてリスクを回避する方策を取っております。

しかしながら、仕立品の調整等に時間を要し、受講者の希望する納期に間に合わないなど、当社の信用を失いかねない事態になった場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑦人材の確保について

当社では、「日本和装」事業の全国展開において、さらなる事業拡大とその加速を目指しております。事業拡大のためには、当社のビジネスモデルを充分に理解し、その業務に積極的に取り組むことのできる人材の確保が必須の課題となります。このため当社では、ホームページや各種媒体を通じ採用広告を行っております。

人材確保ができない場合、在職社員の兼任や、事業計画の見直しなど労務、財務及び事業展開に影響を受ける可能性があります。

⑧商品仕入先の集中について

和装小物の仕入について、取引基本契約を締結している仕入先はメーカー２社のみとなっております。なかでも、当社オリジナル商品の仕入はうち１社に集中しております。これは、有利な条件を維持するため意図的に行っているものであり、状況に応じて他社でもオリジナル商品の仕入を移行することは可能であると認識しております。

しかしながら、予測不能の事態等により、これらの仕入先から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ速やかに代替先を確保することができなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、当該リスクを回避するため、仕入の分散化や新しい仕入先の選定等の対策を講じております。

⑨着物業界の市場縮小傾向について

当社の仲介する取扱品である着物の業界におきましても、“和ブーム”と呼ばれる現象が認められている一方、消費者のライフスタイルの変化や、市場に残る一部企業による過量販売等の問題の影響等により、市場縮小の傾向にあるものと考えられております。

当社では、「4ヵ月間無料きもの着付教室」等の展開において、着物文化のＰＲ活動をとおして新たな需要の創出及び市場拡大策（潜在市場の顕在化）を手掛けており、当社の仲介による購入延べ人数は、年々増加する傾向となっております。“和ブーム”に象徴されるように、意識があって知識がない潜在的な消費者は多いと考えており、切

り口を変えれば大きな市場があると考えております。

しかしながら、市場縮小傾向が劇的に加速し、各契約企業の販売活動の継続が困難となった場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑩風評のリスクについて

当社では、「③類似業者の違法販売による社会的イメージダウンについて」においても記載いたしましたように、クレームや各種相談の受付体制及びクレーム情報の収集体制の整備や、受講者に対するアンケートの活用を通して、風評の状況を正確に把握し、グループネットワークに掲載して内部牽制を図っております。間違った風評等に対しては、拡大の防止や正確な情報発信等の対策が迅速に取れるよう心掛けております。

悪意によるものや間違った風評等が世間に拡大した場合、並びに教室での指導者のクオリティーや強引な販売等のクレームが発生した場合、当社の信用低下を招き、受講者の応募数減少等当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑪法令遵守のための体制について

法令遵守に対する当社の基本姿勢として、何か起きた後という考え方ではなく予防法務という考え方で取組んでおり、常に弁護士等への相談を行っております。また、法令遵守に関する基本的な考え方を関係諸規程に反映させることを基とし、その運用に全社を挙げて取組んでおります。具体的な取組みといたしましては、広く社員に法令遵守に対する意識と実践を求めるため、不定期に研修を開催し周知徹底を行っております。

また、平成19年５月の執行役員制度導入によりコンプライアンス担当執行役員を選任するとともに、常勤監査役により法令遵守について日常レベルで監視ができる体制が出来上がっており、内部監査においても、当社の基本的な考え方に沿った監査が実施されております。加えて、顧問弁護士、監査法人及びコンサルタント等の意見及び提案等を参考に、法令遵守体制の確立に取組んでおります。

しかしながら、予測不能の事態等により現在又は将来の法令及び諸規則等を遵守できなかった場合には、訴訟費用や損害賠償等の負担など当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫各契約企業への精算方法について

当社は、当社の仲介で各契約企業が自社の取扱商品を受講者（消費者）に販売した場合、受講者（消費者）からの代金回収を代行いたします。代金回収の大部分は、クレジットによっております。受講者（消費者）の希望で現金払いの場合は、販売日から一週間以内に一括回収を行っており、原則的に入金確認後に加工に取り掛かります。

一方、回収した代金の各契約企業への支払（以下、「精算」という。）は、各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づき、当社の仲介手数料等を差引いて、販売日から10日後（以下、「精算日」という。）に行われます。

着物の業界では代金回収までの期間が長いことが通例であり、各業者の資金繰りの圧迫へとつながっておりますが、当社の仲介による販売の場合、販売日から10日後の回収となることから、各契約企業における流動性の向上に役立てていただいており、各契約企業のメリットとなっております。

当社の代金回収が、何らかの事由による遅延のため精算日後となる場合においても、各契約企業への精算は当該契約に基づき販売日から10日後に行われます。

このため、代金回収の遅延が多額に発生した場合、当社の資金繰り及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑬当社代表取締役社長吉田重久への依存度について

当社の代表取締役社長吉田重久は、当社のビジネスモデルの考案者であり、現在のビジネスのベースは同氏が築いたものであります。そのため、経営方針や事業戦略の決定等において、当社事業の中心的役割を担っております。

平成15年10月の営業譲受以降は、職務分掌等の諸規程を整備し、同氏に過度に依存しない体制の構築を全社的に進めております。また、平成19年５月には執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能を強化するとともに、執行責任の明確化を図っております。当該制度の導入により各執行役員が業務執行を分掌し、それぞれの担当業務に係る決裁権限を各執行役員に移行したことにより、吉田重久への依存度は低下したと認識しております。

しかし、何らかの理由により同氏が社長としての業務遂行ができない状況に陥った場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑭営業譲受及び合併により期間業績比較ができないことについて

当社の現在の事業内容等は、平成15年10月の当社代表取締役社長吉田重久からの個人事業の営業譲受をはじめ、平成15年９月１日付で株式会社フロムノースを、平成15年12月15日付で日興企業株式会社を、平成16年４月１日付で株式会社ワイズ・アソシエイツ、株式会社日本和装文化研究所、有限会社もりぐち、有限会社吉田プロフェッショナル・サービス及び有限会社ワソウ・ドットコムを吸収合併したことにより構築されたものであります。したがい

まして、現事業内容での業歴が浅く、期間業績比較を行うために充分な期間の財務数値が得られているとは言えないため、今後の当社の業績を判断する材料としては不充分な面があります。

⑮季節的変動について

当社は、「4ヵ月間無料きもの着付教室」（毎週１回、全15週のカリキュラムにて実施。）において、各契約企業が教室の受講者に販売する機会を提供し、仲介手数料等を受領しております。「4ヵ月間無料きもの着付教室」は、主として秋期講座（9月から順次開講）と春期講座（2月から順次開講）から構成されており、それぞれ開講から中間会計期間末（10月末）及び事業年度末（4月末）までの経過期間（販売機会の提供期間）に相違があります。また、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者の募集は教室開講前に実施するため、受講者募集経費の計上が収益の計上に先行します。このため、上半期の営業利益と下半期の営業利益との間に相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

この季節的変動により、投資者の判断に影響を及ぼす可能性があります。

２．企業集団の状況

当社グループ（当社と当社の関係会社）は、当社（日本和装ホールディングス株式会社）、当社の100％子会社である日本和装ホールセラーズ株式会社、日本和装クレジット株式会社及び株式会社バイオメンターにより構成されております。

当社（日本和装ホールディングス株式会社）は、文化ビジネス創造企業として、「『教える』又は『伝える』というプロセスなしでは、流通がスムーズに展開しない商品及び衰退もしくは消滅しかねない商品」の技術及び産業の継続を支援する活動を通して、単なる小売業ではなく、仲介の新業態としてのビジネスモデル確立を目指しております。

現在当社が行っているのは、「日本和装」事業の全国展開であります。

「日本和装」事業では、平成19年秋期現在において、全国30局（局とは、地区の事業拠点であり、フランチャイズ契約のものを含んでおります。）にて主として「4ヵ月間無料きもの着付教室」を運営すると同時に、着物等の加工から納品までの一貫した工程管理を「糸の匠センター」にて行っております。

「4ヵ月間無料きもの着付教室」は、着物文化のＰＲ活動であり、着物を「着ること」を教え、着物を「着る機会」をつくり、着物の「物の価値」を知らせることにより、着物文化の普及啓発と販売仲介業務を行うものであります。

「4ヵ月間無料きもの着付教室」の具体的な運営方法は、着物に関心のある受講希望者をテレビコマーシャル及び新聞広告等の各媒体を使って募集し、10名前後の人数で１クラスを編成して、毎週１回、各２時間、全15回のカリキュラムにて着付教室を実施いたしております。着付の指導は、着物の着付指導技術を有する方と着付講師としての契約を締結し、各講師にそれぞれクラスを割り当てて行っております。

「4ヵ月間無料きもの着付教室」での販売仲介業務では、当社と販売業務委託契約を締結した全国の着物や帯のメーカー、和装品全般の総合卸売業者及び生産者組合（以下、「各契約企業」という。）約50社が、各契約企業の取扱商品を受講者（消費者）に販売する際に、販売の仲介業務を行っております。

購入希望の受講者（消費者）に対し、各契約企業が自社の取扱商品を紹介する機会を、「4ヵ月間無料きもの着付教室」のカリキュラムのなかに２回設けております。受講者（消費者）への販売主体はあくまで各契約企業でありますが、当社は中立の立場で、各契約企業の取扱商品の品質、価値及び価格に配慮しながら仲介業務に取り組んでおります。

「4ヵ月間無料きもの着付教室」のなかで当社の仲介により各契約企業が販売した帯や着物は、加工から納品までを当社の「糸の匠センター」にて一元管理しております。「糸の匠センター」では、当社の「日本和裁技術院」で定めている縫製規準を用いた検品業務と受講者（消費者）への納品代行業務を行っております。当社が取引する仕立加工業者には「日本和裁技術院」の縫製規準を推奨し、各加工業者が同一の規準で仕立てを行える体制を構築しております。

その他、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者（消費者）に、着付に使用する和装小物を販売しております。また、「4ヵ月間無料きもの着付教室」を修了した受講者（消費者）を対象に「きものホレ直し教室」「ランクアップ教室」等を同様に展開し、各契約企業から受講者（消費者）への販売機会を設けております。なお、一部の地域においては、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の運営は当社とのフランチャイズ契約を締結した企業により行われております。

以上述べました事業内容による当社の収益は、各契約企業への販売仲介業務による仲介手数料収入及び代金回収代行手数料収入、各契約企業からの着物加工工程管理請負による加工請負料収入及び納品代行手数料収入、小物の販売による収入及びフランチャイズ契約を締結した企業からのロイヤリティ収入等であり、それぞれ手数料売上高、加工料売上高、小物売上高及びその他売上高として区分して売上計上しております。

なお、既存顧客を基軸に、広く一般にも開放するかたちで、着物を「より気軽に選ぶことのできる場」を目的とした常設型店舗「きものスーパー」を、平成19年11月に試験的に開設しております。

当社の100％子会社である日本和装ホールセラーズ株式会社では、和装文化に関する情報サービスの提供事業を行っており、日本和装クレジット株式会社は、割賦販売斡旋業を事業目的に平成19年５月に当社の100％出資により設立されました。当該子会社の割賦販売斡旋事業につきましては、現在準備中であります。また、同じく当社の100％子会社である株式会社バイオメンターでは主に、土壌改良材、植物活性剤「Biomentor（バイオメンター）」の製造及び販売を行っております。なお、当社は日本和装ホールセラーズ株式会社との間でコンサルティング業務委託契約を締結し、同社から和装文化に関する講義等の研修指導を受けておりますが、当社と日本和装クレジット株式会社及び株式会社バイオメンターとの間での営業上の取引はありません。また、各社とも連結の対象とはなっておりません。

上記の他に、平成19年12月に和服及び和装品の小売業を事業目的に、当社の100％出資により日本和装マーケティング株式会社を設立いたしました。当該子会社では、当中間会計期間において開設に着手いたしました「きものスーパー」の運営等を行う予定であります。

［事業系統図］

以上述べた事業の内容を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

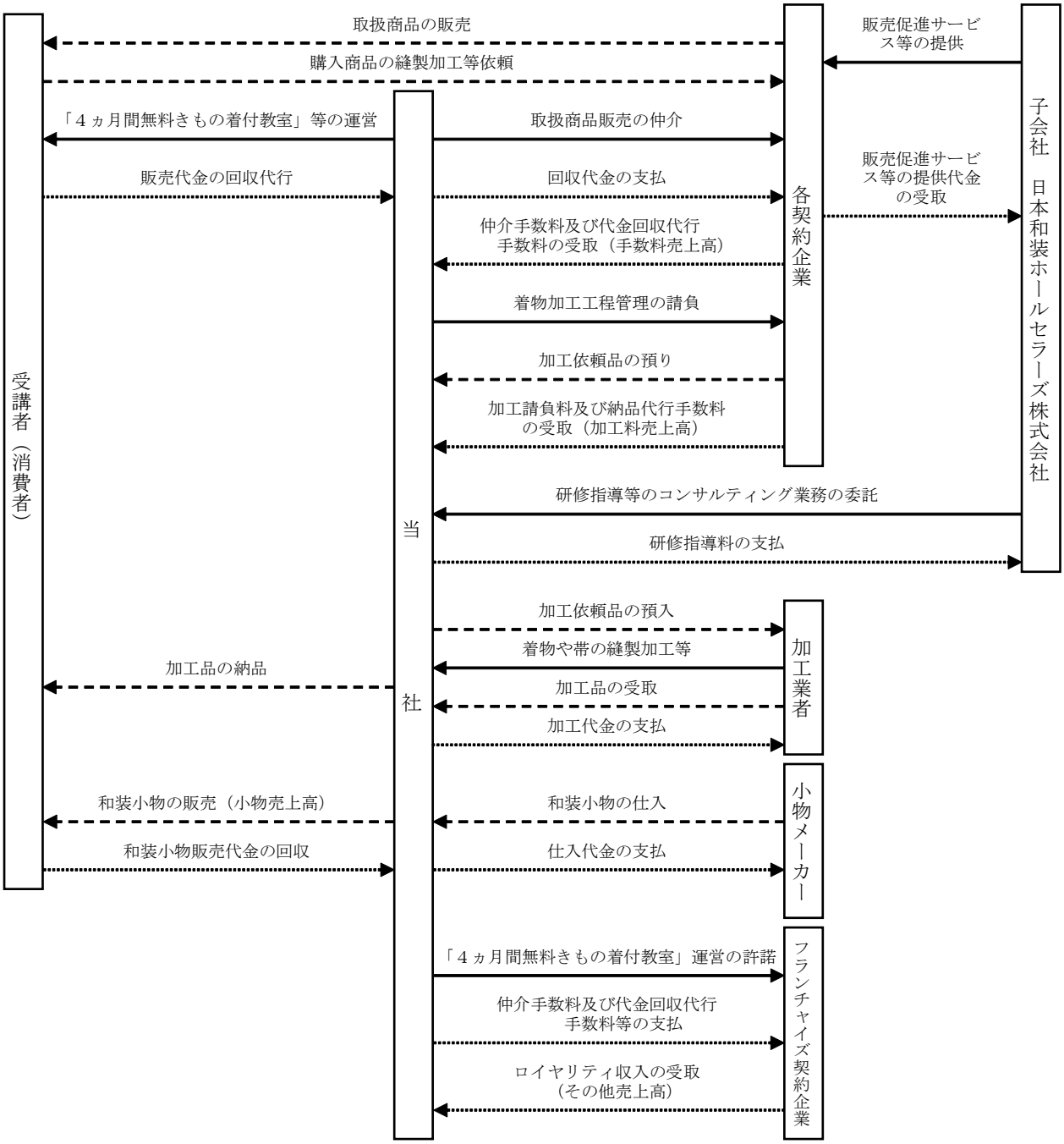

※図中の「当社」には、地区の事業拠点である「局」や、物流拠点である「糸の匠センター」等の業務を包括して表示しております。

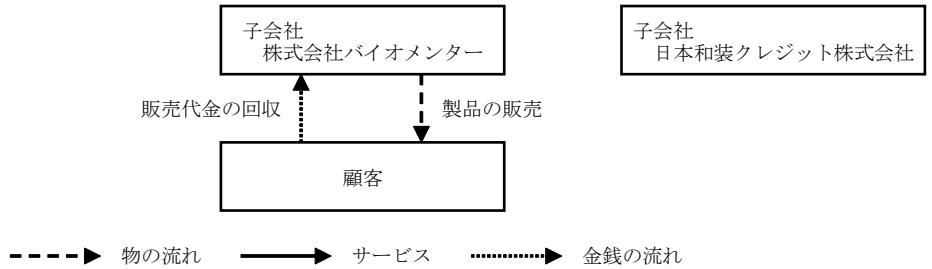

３．経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

企業理念

「文化ビジネスの創造」を事業とする当社の事業理念をひとことで言いあらわすならば、「人の喜ぶところに栄えあり」であります。

当社は、当社の事業においてご縁の生じた全ての方々から「あなたが居てくれてよかった！あなたと出会えてよかった！」と心から思っていただけることが最も大切なことだと考えております。

それは、受講者（消費者）の皆様とのかかわりにおいてはもちろんのこと、株主様、各御取引先様、ひいては全ての協力者の皆様との関係においても同様であります。さらには社員一人ひとりの間においても変わらず、皆様の心からの喜びをもって、社員のさらなる“やりがい”“使命感”を引き出せる企業でありたい、それが当社の願いであります。

企業目標

企業の最大目的は利益追求と言われますが、当社はそれが全てだとは考えておりません。利益追求の目標を達成する前にぜひ必要なことがあると考えております。それは、あくまでも真面目に、正直にどこまでも消費者第一主義でという姿勢で、日々の業務を遂行していくことであります。

また、商品取引の仲介においては、生産者のためにもなることを消費者の立場で考え続け、常に生産者と消費者の相互繁栄を考えた取引を成立させることを第一に考えております。

そして、当社の事業を通じて社会に貢献していくことも、当社にとって忘れてはならないことだと考えております。具体的には、雇用を創生し維持していくこと、さらに当社で働く人たちのやりがいを創造していく、夢を形にしていくことだと考えております。

消費者良し、生産者良し、御取引先様良し、株主様良し、社員良しの“五方良し”で五者が喜びを共有できる企業となることが当社の実質的な目標であり、これが達成されてこそ、利益も最大になると確信しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、流動性の向上及び維持を基本姿勢と位置付けております。当該基本姿勢に基づき、債権については早期回収を徹底し、債務につきましても可能な限りの早期支払を実施しております。また、備品等の有形固定資産についてはリース契約による使用を基本にしており、資金の流出や自己所有する固定資産が過度に増大することを抑え、効率的な事業所の展開ができるよう配慮しております。

(3) 会社の対処すべき課題及び中長期的な会社の経営戦略

今後の当社を取り巻く経営環境を展望すると、“和ブーム”と呼ばれる現象や、着物の良さ、美しさを見直す傾向は今後も継続していくものと考えられます。

このような状況のなかで、当社が対処すべき当面の課題としては、「日本和装」事業の全国展開の加速及び内部統制の強化が挙げられます。

「日本和装」事業の全国展開の加速につきましては、設備投資計画に基づく新しい地域への進出や教室の拡充、「日本和装きものマスター検定」を活用した既存顧客の掘り起こし等の諸施策を実施していく予定であります。また、平成19年11月に神戸に試験的に開設いたしました「きものスーパー」につきましては、その業績動向を勘案し、展開を検討していく所存であります。

内部統制の強化につきましては、平成19年５月に執行役員制度を導入したことをはじめ、体制の見直しや強化を図るプロジェクトの発足など、公開会社に相応しい体制の強化を進めていく計画であります。また、平成19年６月に営業グループの「本部」所在地であった東京都千代田区に本社機能を移転し、営業グループと管理グループの拠点を集約したことにより、業務の効率化はもとより、コンプライアンス意識の醸成等によるさらなる組織の活性化を図ってまいる所存であります。

当社は、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値増大のための重要課題であると認識しております。

(4) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

４．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		前中間会計期間末 （平成18年10月31日）			当中間会計期間末 （平成19年10月31日）			対前中間期比	前事業年度の要約貸借対照表 （平成19年４月30日）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）	増減（千円）	金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）											
Ⅰ　流動資産											
１．現金及び預金		2,412,431			2,222,587				2,929,028		
２．営業未収入金		275,032			404,682				426,342		
３．たな卸資産		7,788			8,083				8,081		
４．前払費用		－			267,526				105,630		
５．繰延税金資産		47,310			46,203				66,422		
６．その他	※２	108,754			33,502				25,092		
貸倒引当金		△793			△2,021				△1,376		
流動資産合計			2,850,523	87.9		2,980,564	87.1	130,040		3,559,221	89.7
Ⅱ　固定資産											
１．有形固定資産	※１	92,463			83,409				88,073		
２．無形固定資産		1,173			970				1,071		
３．投資その他の資産											
(1) 繰延税金資産		4,373			4,450				4,450		
(2) 敷金保証金		273,677			315,863				287,519		
(3) その他		21,035			38,643				29,007		
投資その他の資産合計		299,087			358,956				320,977		
固定資産合計			392,723	12.1		443,336	12.9	50,612		410,122	10.3
資産合計			3,243,247	100.0		3,423,901	100.0	180,653		3,969,343	100.0
（負債の部）											
Ⅰ　流動負債											
１．営業未払金		55,804			74,252				91,645		
２．未払金		221,220			160,009				159,839		
３．未払法人税等		103,419			60,770				340,500		
４．前受金		288,390			240,578				360,622		
５．営業預り金		180,885			131,339				199,376		
６．賞与引当金		82,875			76,062				58,000		
７．その他	※２	91,107			104,329				133,567		
流動負債合計			1,023,703	31.6		847,341	24.7	△176,362		1,343,552	33.8
Ⅱ　固定負債			29,722	0.9		23,562	0.7	△6,160		27,562	0.7
負債合計			1,053,425	32.5		870,903	25.4	△182,522		1,371,114	34.5

		前中間会計期間末 （平成18年10月31日）			当中間会計期間末 （平成19年10月31日）			対前中間期比	前事業年度の要約貸借対照表 （平成19年４月30日）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（％）	金額（千円）		構成比（％）	増減（千円）	金額（千円）		構成比（％）
（純資産の部）											
Ⅰ　株主資本											
１．資本金			458,707	14.1		458,707	13.4	－		458,707	11.6
２．資本剰余金											
(1) 資本準備金		335,482			335,482				335,482		
資本剰余金合計			335,482	10.4		335,482	9.8	－		335,482	8.5
３．利益剰余金											
(1) 利益準備金		3,114			3,114				3,114		
(2) その他利益剰余金											
繰越利益剰余金		1,392,516			1,763,909				1,800,924		
利益剰余金合計			1,395,630	43.0		1,767,024	51.6	371,393		1,804,038	45.4
４．自己株式			－	－		△10,724	△0.3	△10,724		－	－
株主資本合計			2,189,821	67.5		2,550,490	74.5	360,668		2,598,228	65.5
Ⅱ　新株予約権			－	－		2,506	0.1	2,506		－	－
純資産合計			2,189,821	67.5		2,552,997	74.6	363,175		2,598,228	65.5
負債純資産合計			3,243,247	100.0		3,423,901	100.0	180,653		3,969,343	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）		百分比（%）	当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）		百分比（%）	対前中間期比 増減（千円）	前事業年度の要約損益計算書（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）		百分比（%）
		金額（千円）			金額（千円）				金額（千円）		
Ⅰ　売上高			2,837,227	100.0		3,070,696	100.0	233,468		6,274,088	100.0
Ⅱ　売上原価			418,477	14.7		453,199	14.8	34,721		823,590	13.1
売上総利益			2,418,750	85.3		2,617,496	85.2	198,746		5,450,498	86.9
Ⅲ　販売費及び一般管理費			2,163,014	76.3		2,447,604	79.7	284,590		4,452,283	71.0
営業利益			255,735	9.0		169,892	5.5	△85,843		998,214	15.9
Ⅳ　営業外収益	※１		5,564	0.2		9,184	0.3	3,619		11,581	0.2
Ⅴ　営業外費用	※２		34,203	1.2		1,791	0.0	△32,412		39,810	0.6
経常利益			227,096	8.0		177,284	5.8	△49,811		969,984	15.5
Ⅵ　特別利益			774	0.0		－	－	△774		－	－
Ⅶ　特別損失	※３		758	0.0		5,001	0.2	4,242		30,484	0.5
税引前中間（当期）純利益			227,111	8.0		172,283	5.6	△54,827		939,500	15.0
法人税、住民税及び事業税		95,452			55,404				418,621		
法人税等調整額		9,862	105,314	3.7	20,219	75,623	2.5	△29,690	△9,326	409,295	6.5
中間（当期）純利益			121,797	4.3		96,660	3.1	△25,137		530,204	8.5

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年４月30日　残高（千円）	160,147	36,922	36,922	－	1,340,040	1,340,040	1,537,110	1,537,110
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	298,560	298,560	298,560				597,120	597,120
利益準備金の積立（注）				3,114	△3,114	－	－	－
剰余金の配当（注）					△66,206	△66,206	△66,206	△66,206
中間純利益					121,797	121,797	121,797	121,797
中間会計期間中の変動額合計（千円）	298,560	298,560	298,560	3,114	52,476	55,590	652,710	652,710
平成18年10月31日　残高（千円）	458,707	335,482	335,482	3,114	1,392,516	1,395,630	2,189,821	2,189,821

（注）平成18年７月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
平成19年４月30日　残高（千円）	458,707	335,482	－	335,482	3,114	1,800,924	1,804,038	－	2,598,228
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当						△112,377	△112,377		△112,377
中間純利益						96,660	96,660		96,660
自己株式の取得								△32,021	△32,021
自己株式の消却			△21,296	△21,296				21,296	－
負の残高のその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			21,296	21,296		△21,296	△21,296		－
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計（千円）	－	－	－	－	－	△37,014	△37,014	△10,724	△47,738
平成19年10月31日　残高（千円）	458,707	335,482	－	335,482	3,114	1,763,909	1,767,024	△10,724	2,550,490

	新株予約権	純資産合計
平成19年４月30日　残高（千円）	－	2,598,228
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当		△112,377
中間純利益		96,660
自己株式の取得		△32,021
自己株式の消却		－
負の残高のその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		－
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	2,506	2,506
中間会計期間中の変動額合計（千円）	2,506	△45,231
平成19年10月31日　残高（千円）	2,506	2,552,997

前事業年度の株主資本等変動計算書（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年４月30日　残高（千円）	160,147	36,922	36,922	－	1,340,040	1,340,040	1,537,110	1,537,110
事業年度中の変動額								
新株の発行	298,560	298,560	298,560				597,120	597,120
利益準備金の積立（注）				3,114	△3,114	－	－	－
剰余金の配当（注）					△66,206	△66,206	△66,206	△66,206
当期純利益					530,204	530,204	530,204	530,204
事業年度中の変動額合計（千円）	298,560	298,560	298,560	3,114	460,883	463,998	1,061,118	1,061,118
平成19年4月30日　残高（千円）	458,707	335,482	335,482	3,114	1,800,924	1,804,038	2,598,228	2,598,228

（注）平成18年７月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日） 金額（千円）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日） 金額（千円）	対前中間期比 増減 （千円）	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日） 金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前中間（当期）純利益		227,111	172,283		939,500
減価償却費		5,946	5,402		13,407
減損損失		－	2,042		28,450
固定資産除却損		758	1,682		2,034
貸倒引当金の増減額（△減少）		△816	644		△233
賞与引当金の増減額（△減少）		24,375	18,062		△500
受取利息		△241	△2,966		△1,692
営業未収入金の増減額（△増加）		△96,616	21,660		△247,926
前払費用の増減額（△増加）		－	△161,896		－
営業未払金の増減額（△減少）		△7,320	△17,392		28,519
未払金の増減額（△減少）		66,730	169		9,047
前受金の増減額（△減少）		△110,598	△120,044		△38,366
営業預り金の増減額（△減少）		△48,830	△68,037		△30,338
その他		△1,540	△42,019		10,948
小計		58,959	△190,406	△249,365	712,850
利息の受取額		241	2,966		1,692
法人税等の支払額		△419,462	△332,044		△508,430
営業活動によるキャッシュ・フロー		△360,261	△519,484	△159,222	206,113

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日） 金額（千円）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日） 金額（千円）	対前中間期比 増減 （千円）	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日） 金額（千円）
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー					
定期預金の増減額（△増加）		3,000	4,000		4,000
敷金保証金の増加額		△20,099	△38,078		△46,909
敷金保証金の減少額		8,881	8,035		12,904
預り敷金の増減額（△減少）		－	－		△322
有形固定資産の取得による支出		△7,584	△2,689		△22,706
子会社設立による支出		－	△10,000		△10,000
その他		1,169	△399		△376
投資活動によるキャッシュ・フロー		△14,631	△39,133	△24,501	△63,410
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー					
株式の発行による収入		573,287	－		573,287
配当金の支払額		△66,206	△111,801		△66,206
自己株式の取得による支出		－	△32,021		－
その他		△9,312	－		△9,312
財務活動によるキャッシュ・フロー		497,768	△143,823	△641,591	497,768
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額（△減少）		122,874	△702,441	△825,315	640,471
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		2,106,408	2,746,880		2,106,408
Ⅵ　現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	※	2,229,283	2,044,439	△184,844	2,746,880

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同左 (2) たな卸資産 貯蔵品 同左	(1) 有価証券 子会社株式 同左 (2) たな卸資産 貯蔵品 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　10～41年 車両運搬具　2～ 4年 器具及び備品　2～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　10～41年 車両運搬具　2～ 4年 器具及び備品　2～ 8年 （追加情報） 平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　10～41年 車両運搬具　2～ 4年 器具及び備品　2～ 8年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
４．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
５．中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
６．その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 売上高の計上基準 手数料売上高は、各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づき、当社の受託業務が完了した日に計上しております。 (2) 従業員の退職金制度について 従業員の退職金制度については、福岡商工会議所の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。 (3) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 売上高の計上基準 同左 (2) 従業員の退職金制度について 従業員の退職金制度については、従来、福岡商工会議所の特定退職金共済制度に加入しておりましたが、本店所在地の移転に伴い、平成19年10月１日から財団法人東法連特定退職金共済会の特定退職金共済制度に移管いたしました。これらについては、いずれも従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。 (3) 消費税等の会計処理 同左	(1) 売上高の計上基準 同左 (2) 従業員の退職金制度について 従業員の退職金制度については、福岡商工会議所の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。 (3) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,189,821千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	―	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,598,228千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
（ストック・オプション等に関する会計基準） 当中間会計期間から、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年5月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	―	（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度から、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年5月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）
―	（中間貸借対照表） 前中間会計期間末において、中間貸借対照表の流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は、当中間会計期間末において資産の総額の100分の５を超えたため、区分掲記することといたしました。 なお、前中間会計期間末において、中間貸借対照表の流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は95,490千円であります。
―	（中間キャッシュ・フロー計算書） 前中間会計期間において、中間キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払費用の増減額（△増加）」は、重要性が増したため、当中間会計期間において区分掲記することといたしました。 なお、前中間会計期間において、中間キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払費用の増減額（△増加）」は△9,031千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成18年10月31日）	当中間会計期間末 （平成19年10月31日）	前事業年度末 （平成19年４月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 37,470千円	※１．有形固定資産の減価償却累計額 44,313千円	※１．有形固定資産の減価償却累計額 43,987千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※２．　　―

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
※１．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　241千円 受取賃貸料　421千円 協賛金収入　2,420千円 受取手数料　1,350千円	※１．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　2,966千円 受取賃貸料　421千円 協賛金収入　2,610千円 受取手数料　2,700千円	※１．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　1,692千円 受取賃貸料　842千円 協賛金収入　4,603千円 受取手数料　2,550千円
※２．営業外費用のうち主要なもの 株式交付費　23,832千円 上場関連費用　9,312千円 催事関連費　655千円 貯蔵品評価損　228千円	※２．営業外費用のうち主要なもの 催事関連費　629千円 貯蔵品評価損　224千円	※２．営業外費用のうち主要なもの 株式交付費　23,832千円 上場関連費用　9,312千円 催事関連費　1,179千円 貯蔵品評価損　3,057千円
※３．　　―	※３．減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 場所：福岡営業所（福岡市中央区）／用途：統括業務補助施設／種類：建物他 当社は、事業所を基準とした資産のグルーピングを行い、また、賃貸不動産については個別に減損損失の認識の判定をしております。 事業所の統廃合に伴い、当中間会計期間終了後に事業の用に供さなくなることが見込まれる上記の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,042千円）として特別損失に計上しております。また、その内訳は、建物282千円、器具及び備品59千円、敷金1,700千円であります。 なお、回収可能価額については、売却等が困難なため、返還見込敷金を除き零円で評価しております。	※３．減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 場所：本社（福岡市中央区）／用途：統括業務施設／種類：建物他 当社は、事業所を基準とした資産のグルーピングを行い、また、賃貸不動産については個別に減損損失の認識の判定をしております。 本社移転計画に伴い、翌事業年度以降に事業の用に供さなくなることが見込まれる上記の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（28,450千円）として特別損失に計上しております。また、その内訳は、建物6,890千円、器具及び備品1,056千円、敷金7,500千円、リース資産の未経過リース料4,413千円他であります。 なお、回収可能価額については、売却等が困難なため、おおむね零円で評価しております。
４．減価償却実施額 有形固定資産　5,845千円 無形固定資産　101千円	４．減価償却実施額 有形固定資産　5,301千円 無形固定資産　101千円	４．減価償却実施額 有形固定資産　13,204千円 無形固定資産　202千円

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
５．当社は、「4ヵ月間無料きもの着付教室」（毎週1回、全15回のカリキュラムにて実施。）において、各契約企業が教室の受講者に販売する機会を提供し、仲介手数料等を受領しております。「4ヵ月間無料きもの着付教室」は、主として秋期講座（9月から順次開講）と春期講座（2月から順次開講）から構成されており、それぞれ開講から中間会計期間末（10月末）及び事業年度末（4月末）までの経過期間（販売機会の提供期間）に相違があります。 　また、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者の募集は教室開講前に実施するため、受講者募集経費の計上が収益の計上に先行します。 　このため、上半期の営業利益と、下半期の営業利益との間に相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。	５．　同左	５．　―

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　平成18年5月1日　至　平成18年10月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	843	89,857	－	90,700
合計	843	89,857	－	90,700
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注）　普通株式の発行済株式総数の増加は、株式分割による増加83,457株及び有償一般募集による新規発行による増加6,400株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権は全てストック・オプションであり、記載すべき事項はありません。なお、詳細は（ストック・オプション等関係）の注記に記載しております。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年7月24日定時株主総会	普通株式	66,206	78,537	平成18年4月30日	平成18年7月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　平成19年5月1日　至　平成19年10月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）１	90,700	－	452	90,248
合計	90,700	－	452	90,248
自己株式				
普通株式（注）２．３	－	740	452	288
合計	－	740	452	288

（注）１．普通株式の発行済株式総数の減少452株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加740株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。
３．普通株式の自己株式の株式数の減少452株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	2,506
合計	－	－	－	－	－	2,506

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年7月26日定時株主総会	普通株式	112,377	1,239	平成19年4月30日	平成19年7月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年12月14日取締役会	普通株式	44,980	利益剰余金	500	平成19年10月31日	平成20年１月18日

前事業年度（自　平成18年5月1日　至　平成19年４月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	843	89,857	－	90,700
合計	843	89,857	－	90,700
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注）　普通株式の発行済株式総数の増加は、株式分割による増加83,457株及び有償一般募集による新規発行による増加6,400株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権は全てストック・オプションであり、記載すべき事項はありません。なお、詳細は（ストック・オプション等関係）の注記に記載しております。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年7月24日 定時株主総会	普通株式	66,206	78,537	平成18年4月30日	平成18年7月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年7月26日 定時株主総会	普通株式	112,377	利益剰余金	1,239	平成19年4月30日	平成19年7月27日

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年10月31日現在） 現金及び預金勘定　2,412,431千円 預入期間が３ヵ月を超える定期預金　△183,147千円 現金及び現金同等物　2,229,283千円	※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年10月31日現在） 現金及び預金勘定　2,222,587千円 預入期間が３ヵ月を超える定期預金　△178,147千円 現金及び現金同等物　2,044,439千円	※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年4月30日現在） 現金及び預金勘定　2,929,028千円 預入期間が３ヵ月を超える定期預金　△182,147千円 現金及び現金同等物　2,746,880千円

（リース取引関係）

前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）

１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	中間期末残高相当額（千円）
有形固定資産（車両運搬具）	15,491	9,316	6,175
有形固定資産（器具及び備品）	96,262	52,227	44,034
無形固定資産（ソフトウェア）	66,410	37,005	29,405
合計	178,164	98,548	79,616

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	47,255千円
１年超	34,896千円
合計	82,151千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	26,687千円
減価償却費相当額	24,923千円
支払利息相当額	1,802千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

２．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	5,611千円
１年超	5,243千円
合計	10,854千円

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）

１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	中間期末残高相当額（千円）
有形固定資産（車両運搬具）	6,971	6,067	903
有形固定資産（器具及び備品）	98,845	53,813	45,032
無形固定資産（ソフトウェア）	74,799	56,178	18,620
合計	180,615	116,059	64,556

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	32,177千円
１年超	34,076千円
合計	66,253千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	26,540千円
リース資産減損勘定の取崩額	4,413千円
減価償却費相当額	24,783千円
支払利息相当額	1,378千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

２．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	3,328千円
１年超	1,561千円
合計	4,890千円

（減損損失について）

同左

前事業年度（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）

１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	減損損失累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
有形固定資産（車両運搬具）	11,191	9,031	－	2,160
有形固定資産（器具及び備品）	96,255	51,566	4,413	40,274
無形固定資産（ソフトウェア）	67,649	46,350	－	21,298
合計	175,096	106,948	4,413	63,733

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

１年内	41,462千円
１年超	28,956千円
合計	70,419千円
リース資産減損勘定の残高	4,413千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	54,083千円
減価償却費相当額	50,531千円
支払利息相当額	3,346千円
減損損失	4,413千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

２．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	3,292千円
１年超	2,810千円
合計	6,102千円

―

（有価証券関係）

時価評価されていない有価証券の内容

	前中間会計期間末 （平成18年10月31日）	当中間会計期間末 （平成19年10月31日）	前事業年度末 （平成19年４月30日）
	中間貸借対照表計上額 （千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式及び関連会社株式			
子会社株式	18,000	38,000	28,000

（デリバティブ取引関係）

前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）、当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）及び前事業年度（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）

１．ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）１	普通株式　4,210株（注）２
付与日	平成18年６月30日
権利確定条件	（注）３
対象勤務期間	１年間（自平成18年６月30日　至平成19年６月29日）
権利行使期間	自　平成19年６月30日 至　平成29年６月29日
権利行使価格（円）	100,000（注）４
付与日における公正な評価単価（円）（注）５	―

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割、無償割当又は併合の比率

３．(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役であること。

(2) 新株予約権の行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

(3) その他の権利の行使は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

４．当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により株式１株当たりの価額を調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式１株当たりの価額} = \text{調整前株式１株当たりの価額} \times \frac{1}{\text{分割、無償割当又は併合の比率}}$$

５．当社は、当該ストック・オプションの付与日において未公開企業であったため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）

１．ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　2,506千円

２．当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション（第２回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数	取締役及び監査役　４名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式　60株
付与日	平成19年８月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成19年８月12日　至　平成20年８月11日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	30,882

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成19年ストック・オプション（第３回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先　491名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）１	普通株式　2,894株
付与日	平成19年８月11日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員又は取引先、取引先の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。
対象勤務期間	自　平成19年８月11日　至　平成21年１月31日
権利行使期間	自　平成21年２月１日　至　平成22年１月31日
権利行使価格（円）（注）２	51,403
付与日における公正な評価単価（円）	1,356

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．①新株予約権を発行する日の翌日以降、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が141,000円（以下、「基準価額」という。）を上回った場合には、行使価額は１株当たり１円に修正されるものとする。

②新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額及び基準価額（以下、「行使価額等」という。）を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額等} = \text{調整前行使価額等} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ行使価額等の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額等の調整を行うことができるものとする。

前事業年度（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）

１．ストック・オプションに係る前事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）１	普通株式　4,210株（注）２
付与日	平成18年６月30日
権利確定条件	（注）３
対象勤務期間	１年間（自平成18年６月30日　至平成19年６月29日）
権利行使期間	自　平成19年６月30日 至　平成29年６月29日
権利行使価格（円）	100,000（注）４
付与日における公正な評価単価（円）（注）５	―

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割、無償割当又は併合の比率

３．(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役であること。

(2) 新株予約権の行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

(3) その他の権利の行使は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

４．当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により株式１株当たりの価額を調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式１株当たりの価額} = \text{調整前株式１株当たりの価額} \times \frac{1}{\text{分割、無償割当又は併合の比率}}$$

５．当社は、当該ストック・オプションの付与日において未公開企業であったため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

（持分法損益等）

前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）、当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）及び前事業年度（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前中間会計期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年10月31日）、当中間会計期間（自　平成19年５月１日　至　平成19年10月31日）及び前事業年度（自　平成18年５月１日　至　平成19年４月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
１株当たり純資産額　24,143円56銭 １株当たり中間純利益金額　1,412円74銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益額　1,409円31銭 当社は、平成18年6月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報については、以下のとおりとなります。 前事業年度 １株当たり純資産額　18,233円81銭 １株当たり当期純利益金額　6,851円70銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　28,351円38銭 １株当たり中間純利益金額　1,069円48銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　1,069円17銭	１株当たり純資産額　28,646円40銭 １株当たり当期純利益金額　5,995円20銭 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　5,988円19銭 当社は、平成18年6月30日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における１株当たり情報については、以下のとおりとなります。 １株当たり純資産額　18,233円81銭 １株当たり当期純利益金額　6,851円70銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．　１株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
１株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益（千円）	121,797	96,660	530,204
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－	－
普通株式に係る中間（当期）純利益（千円）	121,797	96,660	530,204
期中平均株式数（株）	86,213	90,380	88,438
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益調整額（千円）	－	－	－
普通株式増加数（株）（注）	210	27	104
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	第３回新株予約権（新株予約権の数2,894個）。なお、当該新株予約権の概要は、「４．中間財務諸表、注記事項、（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。	－

（注）平成18年9月8日にジャスダック証券取引所へ上場しているため、前中間会計期間の普通株式増加数は、上場日から前中間会計期間末日までの日数に応じて算出しております。また、同様の理由により前事業年度の当該数値は、上場日から平成19年３月12日（当該潜在株式が消滅した日）までの日数に応じて算出しております。

（注）２．　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 （平成18年10月31日）	当中間会計期間末 （平成19年10月31日）	前事業年度末 （平成19年４月30日）
純資産の部の合計額（千円）	2,189,821	2,552,997	2,598,228
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－	2,506	－
（うち新株予約権）	（　－）	(2,506)	（　－）
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	2,189,821	2,550,490	2,598,228
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数（株）	90,700	89,960	90,700

（重要な後発事象）

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
―	当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。 当該子会社の概要は、以下のとおりであります。 （１）設立する会社の概要 ・商号　日本和装マーケティング株式会社 ・代表者　代表取締役社長　吉田重久 ・本店所在地　東京都千代田区 ・設立年月日　平成19年12月１日 ・主な事業内容　和服及び和装品の小売業 ・事業年度の末日　４月30日 ・資本金の額　50,000千円 ・主要な株主　日本和装ホールディングス株式会社：100％ ・当社との関係　当該子会社への事務代行サービスの提供及び役員の兼務 （２）子会社設立の理由 当社が展開する「きものスーパー」の運営、また、日本和装「4ヵ月間無料きもの着付教室」の12万８千人の修了生の方々及び一般の方々に対して、新たな「購入の機会」「着る機会」を提供するためのきものの販売を目的とする小売業の展開、なおかつ、今後日本のきもの文化の発展を促すマーケティングを行う目的で小売業を行う当該子会社の設立を決議したものであります。 なお、当該子会社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第７項に規定された特定子会社であります。	１．会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき、平成19年５月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。 取得の内容は、次のとおりであります。 ・取得の理由　経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。 ・取得する株式の種類　当社普通株式 ・取得する株式の総数　3,000株（上限）（発行済株式総数に対する割合　3.30％） ・株式の取得価額の総額　200,000千円（上限） ・自己株式の取得の日程　平成19年５月21日から平成19年８月20日まで なお、平成19年６月30日現在の自己株式数は136株であります。

<table>
<tr><th>前中間会計期間
（自　平成18年５月１日
至　平成18年10月31日）</th><th>当中間会計期間
（自　平成19年５月１日
至　平成19年10月31日）</th><th>前事業年度
（自　平成18年５月１日
至　平成19年４月30日）</th></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td>２．当社は、平成19年７月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び監査役並びに従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議しております。
　なお、当該新株予約権の詳細は、以下のとおりであります。

（平成19年７月26日定時株主総会決議）
　会社法第236条、第238条、第239条及び第361条第１項第３号の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することを平成19年７月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

<table>
<tr><td>決議年月日</td><td>平成19年７月26日</td></tr>
<tr><td>付与対象者の区分及び人数</td><td>取締役及び監査役（人数は未定）</td></tr>
<tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td>普通株式</td></tr>
<tr><td>株式の数（株）</td><td>60株を上限とする。</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td><td>１</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使期間</td><td>新株予約権発行日の翌日から１年以内とする。</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td>（注）</td></tr>
<tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td>―</td></tr>
<tr><td>代用払込みに関する事項</td><td>―</td></tr>
<tr><td>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td>―</td></tr>
</table>
（注）①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは監査役の地位にあることを要するものとする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>前中間会計期間
（自　平成18年５月１日
至　平成18年10月31日）</th><th>当中間会計期間
（自　平成19年５月１日
至　平成19年10月31日）</th><th>前事業年度
（自　平成18年５月１日
至　平成19年４月30日）</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②対象者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。
③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

（平成19年７月26日定時株主総会決議）
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先、取引先の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを平成19年７月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。
<table>
<tr><td>決議年月日</td><td>平成19年７月26日</td></tr>
<tr><td>付与対象者の区分及び人数</td><td>当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先、取引先の取締役及び従業員（人数は未定）</td></tr>
<tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td>普通株式</td></tr>
<tr><td>株式の数（株）</td><td>3,568株を上限とする。</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td>（注）１</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使期間</td><td>自　平成21年２月１日
至　平成22年１月31日</td></tr>
<tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td>（注）２</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）

新株予約権の譲渡に関する事項	－
代用払込みに関する事項	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．新株予約権１個当たりの払込金額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

①行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。

②新株予約権を発行する日の翌日以降、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が141,000円（以下、「基準価額」という。）を上回った場合には、行使価額は１株当たり１円に修正されるものとする。

前中間会計期間 （自　平成18年５月１日 至　平成18年10月31日）	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前事業年度 （自　平成18年５月１日 至　平成19年４月30日）
		③新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額及び基準価額（以下、「行使価額等」という。）を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。 調整後行使価額等　＝ 調整前行使価額等　×　$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ行使価額等の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額等の調整を行うことができるものとする。 ２．①新株予約権者は、権利行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員又は取引先、取引先の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。 ②対象者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。 ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。 ④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

５．その他

（１）生産、受注及び販売の状況

①生産実績

当社は、生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

②受注実績

当社は、主として仲介業であり受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

③販売実績

当中間会計期間の販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分別	当中間会計期間 （自　平成19年５月１日 至　平成19年10月31日）	前年同期比（％）	（参考） 平成19年４月期
手数料売上高　（千円）	2,254,826	108.4	4,764,506
加工料売上高　（千円）	728,075	109.0	1,303,572
小物売上高　（千円）	85,734	100.3	198,963
その他売上高　（千円）	2,059	53.4	7,046
合計（千円）	3,070,696	108.2	6,274,088

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合につきましては、当該割合が100分の10以上である相手先が存在しないため、記載しておりません。